

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京田辺市長 上村 崇

市町村名 (市町村コード)	京田辺市 (262111)	
地域名 (地域内農業集落名)	田辺 (田辺、薪、興戸、河原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月26日 (第4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の中心として現在も都市化が進んでおり、天井川の天津神川、国道307号線、主要府道の八幡木津線、幹線市道及び市街化区域等に囲まれ、優良な農用地の確保が困難な地域である。このため、ほ場整備等の農業基盤整備事業の実施は困難であり、市単独土地基盤整備事業等の小規模な事業により、整備を図っていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農用地確保が困難な地域であるが、薪、興戸を中心に特産なすの栽培が行われている。平成28年にはJA京都やまし「茄子選果場」が完成し、引き続き水稻となす・花菜などの輪作体系を取りながら今後も水田として利用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	244 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域に加え、既に利用権設定が行われ、将来的に農業の継続が見込まれる農用地を中心に、設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 令和8年5月10日公告予定の農用地利用集積促進計画で、利用権が設定される農業振興地域内の農地を加える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域における農業の将来の在り方の実現に向けて、農地中間管理事業を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備未整備地区において、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家やホリデーファーマー、半農半Xが、地域農業の担い手となっていけるよう地域での話し合いを継続していく。 令和8年5月10日公告予定の農用地利用集積促進計画等により、新たに地域内の耕作者を「地域内の農業を担う者一覧」に加える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農地の効率的・総合的な利用を進めるため、「農地中間管理機構」を活用し、農地の利用権を調整し、担い手農家や認定農業者への農地集約を進める。

安定兼業農家が多い現状を踏まえ、担い手への農地の集積だけでなく、機械の共同利用、減農薬、スマート農業、耕畜連携などの推進にも取り組んでいく。

また、フラッグシップ輸出産地(宇治茶部会を中心とした輸出産地)として、輸出にも取り組んでいく。